

## スタジアム整備のあり方検討委員会設置運営要綱

### （目的）

第1条 スタジアム整備の基本的な方向性並びにスタジアムを新設又は改修とした場合の整備手法、施設の機能・規模、運営方法等を調査・検討するため、スタジアム整備のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会の構成）

第2条 委員会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長は、委員の互選による。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 委員長は会務を総理し、委員会の議長を務める。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （検討事項）

第3条 委員会は次の事項について検討する。

（1）スタジアム整備の基本的な方向性

（2）スタジアムを新設又は改修とした場合の整備手法、機能・規模、運営方法

（3）スタジアムの整備候補地の検討

（4）その他関連する事項

### （委員の任期）

第4条 委員会の委員の任期は、事業の目的が達成されるまでとする。

### （委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### （情報公開）

第6条 委員会における資料及び議事録は、委員会が定める方法により、公表する。

### （事務局）

第7条 委員会に関する事務局は、秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課内に置く。

### （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。